

京都府中丹地域における野生鳥獣肉生産工程管理制度に係る認証登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都府中丹地域で捕獲されたシカ、イノシシを食品（以下「ジビエ」という。）として有効活用するため、マニュアルに沿った適切な捕獲・処理・加工・販売を実施している狩猟者並びに施設及び店舗を認証・登録することにより、安心・安全なジビエの需給拡大を図る。また、ジビエの普及推進に欠かすことが出来ない行政と民間事業者等との連携とその役割分担を明確化し、ジビエの取組を地域の活性化に繋げることを目的とする。

(認証・登録の対象及び要件)

第2条 この要綱における認証・登録の対象は、次のとおりとし、事業者等の申請により、事務を取り扱うものとする。

1 共通

この要綱の目的を理解し、京都中丹認証ジビエの信頼と品質の維持に努める者であること。

2 登録狩猟者

次の全ての要件を満たす狩猟者を登録の対象とする。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第39条に規定する狩猟免許を有し、第55条第1項に規定する登録を受け、必要に応じ第9条第1項に規定する許可証又は従事者証を保有する者であること。
- (2) 次項の認証施設への搬入が見込まれる者、若しくは、その開設を目指す意欲のある者であること。
- (3) 協議会が実施する京都中丹認証ジビエ狩猟者講習会を受講した者であること。
- (4) マニュアルに定める事項について遵守することを誓約した者であること。

3 認証施設

次の全ての要件を満たす事業者が運営する施設を対象とする。なお、登録狩猟者自らが認証施設を開設する場合は、それぞれの登録及び認証を受けるものとする。

- (1) 府内に事業所を有する、協議会の会員であること。
- (2) 認証を受けようとする施設について、食品衛生法第52条に規定する食肉処理業の許可を有する者であること。ただし、必要に応じ同条に規定する食肉販売業の許可を取得すること。
- (3) マニュアルに定める事項について遵守することを誓約し、審査基準を満たす施設であること。
- (4) きょうと信頼食品登録制度実施要綱(平成25年5月17日一部改正)に定める登録事業者であること。

4 登録店舗

次の全ての要件を満たす事業者が運営している店舗を登録の対象とする。

- (1) 府内に事業所を有する者であること。
- (2) 登録を受けようとする店舗について、食品衛生法第52条に規定する必要な許可を有する者であること。

(3) マニュアルに定める事項について遵守することを誓約した者であること。

(申請)

第3条 前条の認証又は登録を申請する者は、別紙様式1～3により申請を行う。

(審査)

第4条 協議会は、この要綱に係る申請内容について、技術委員会に調査、審査を依頼しなければならない。

- 1 技術委員会は、協議会の依頼を受け、その申請内容をマニュアルに定めた項目につき調査を行い、その内容について審査しなければならない。
- 2 その審査は、京都中丹認証ジビエ施設審査票(別紙様式11～14)により、認証の適否を総合的に判断しなければならない。
- 3 その結果は、協議会へ報告しなければならない。

(認証及び登録)

第5条 認証及び登録については次のとおりとする。

- 1 認証は技術委員会における適否の判断に基づき、登録と併せて協議会の総会において決定する。
- 2 前項の決定は、申請者に対して協議会の会長名で書面で通知することとし、認証又は登録された者については、認証済証又は登録済証を交付する。
- 3 協議会は認証又は登録された者を公表する。
- 4 認証及び登録の有効期間は1年とするが、協議会の運用により、初年度の有効期間は1年以内とすることができる。
- 5 きょうと信頼食品登録制度実施要綱に定める登録について、登録時期等により申請時に登録が得られない場合、当該制度による申請及び登録が見込まれる場合に限り、みなし認証をすることができる。なお、この場合の認証期間は当該制度の登録決定までの期間とし、登録が認められなかった場合の認証更新は認めない。

(記録及び記録の保存並びに情報開示)

第6条 前条の認証又は登録を受けた者は、次のとおり、記録及び記録の保存並びにその開示をしなければならない。

- 1 別紙様式4及び5により、個体ごとに次の記録を行うこと。
 - (1) 登録狩猟者
捕獲記録書に記載の事項
 - (2) 認証施設
処理作業管理表に記載の事項
- 2 前項の記録並びに取引に係る書類について、3年間保存すること。
- 3 認証施設は、出荷先等の問い合わせに応じて、当該個体管理番号に係る記録を情報開示すること。

(報告)

第7条 認証施設又は登録店舗は、有効期間満了日の翌日から1ヶ月以内に、協議会の会

長へ、別紙様式 6 及び 7 により報告を行わなければならない。

(更新)

第 8 条 認証及び登録の更新については、次のとおりとする。

- 1 登録狩猟者更新の申請は、協議会が定める講習会及び現地研修会を受講することをもって代えることとする。
- 2 認証施設及び登録店舗に係る更新の申請は、別紙様式 6 及び 7 により、前条の報告に併せて行い、その審査は、第 4 条を準用する。
- 3 更新された有効期間は、直前の有効期間満了日の翌日から 1 年とする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の更新を行わなかった者、若しくは更新申請が認められなかった者は、認証済証又は登録済証を協議会の会長へ返却しなければならない。

(立入検査)

第 9 条 協議会の会長は、京都中丹認証ジビエの品質維持向上のため、必要に応じて認証施設に対して立入検査を行うことができるものとする。なお、協議会は立入検査の実施に伴い、技術委員会に指導及び助言を求めることができる。

(認証登録取消)

第 10 条 登録狩猟者、認証施設及び登録店舗で、次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の会長が認証及び登録を取り消すことができる。

- (1) 第 8 条に規定する申請の際、虚偽の申請を行った者
 - (2) 第 6 条に規定する記録について、定められた事項について記録せず、又は虚偽の記録を行い、若しくは適切に保存をせず、あるいは記録を開示しなかった者
 - (3) 第 7 条に規定する報告について、報告を怠った者又は虚偽の報告を行った者
 - (4) 第 9 条に規定する立入検査を拒んだ者
 - (5) その他、京都中丹認証ジビエを含めたこの制度の品位を著しく損なう行為を行った者
- 2 前項の取消は、協議会の総会において決定するものとする。また、協議会の会長は、認証又は登録の取消を行った場合は、速やかに京都府中丹広域振興局長に報告する。
- 3 第 1 項の取消を受けた者は、次の各号について行わなければならない。
- (1) 認証済証又は登録済証を協議会の会長へ返却すること。
 - (2) 認証又は登録の再申請を行う場合は、審査部会の審査において、再発防止策について説明を行う。

(改正)

第 11 条 この要綱及びマニュアルは、京都中丹認証ジビエのさらなる発展と普及のため、必要に応じて改正する。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日に制定する。

